

改正

平成22年10月21日訓令第35号
平成23年7月20日訓令第30号
平成26年12月25日訓令第58号
平成29年3月23日訓令第11号
平成30年1月11日訓令第1号
平成31年4月26日訓令第29号
令和元年9月30日訓令第10号
令和2年2月28日訓令第6号
令和2年12月11日訓令第73号
令和3年3月8日訓令第10号
令和3年4月8日訓令第41号
令和4年7月12日訓令第57号
令和6年5月30日訓令第44号

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務の取扱要領

1 対象となる工事及び工事関係委託

工事及び工事関係委託は、原則として予定価格が500万円を超える工事及び工事関係委託を対象とする。ただし、予定価格が500万円以下の工事及び工事関係委託であっても市長が特に必要と認めた工事及び工事関係委託は、対象とする。

2 低入札価格調査制度

(1) 基準価格の設定

調査価格の基準は、次に掲げるアからエの合計額から千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて千円未満を切り捨てて得た額とし、また予定額の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて千円未満を切り捨てて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通用設費の額に10分の9.0を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9.0を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 予定価格調書の作成

入札執行者は、別記第1号様式により基準価格を記載した予定価格調書を作成するものとする。

(3) 入札の執行

入札執行者は、入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

(4) 調査の実施

ア 市長は、基準価格を下回る価格で入札を行った者について調査する場合は、入札価格の内訳書を提出させるほか、必要に応じて次に掲げる事項について入札者からの事情聴取、関係機関への照会等を行うものとする。

(ア) 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調達等に関する事項

(イ) (ア)の適否

(ウ) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否

(エ) 当該入札者の経営状態

(オ) その他必要な事項

イ 市長は、調査の結果に基づき履行されないおそれがあると認められるか否かの決定に当たっては、合議制により十分な審議を行うものとする。

(5) 調査後の措置

- ア 市長は、調査の結果、基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、最低価格の入札者（以下「最低価格入札者」という。）の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、当該最低価格入札者を落札者として決定するものとする。
- イ 市長は、調査の結果、最低価格入札者（基準価格を下回った他の入札者を含む。以下同じ。）の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した他の者のうち、最低の価格で入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定するものとする。
- ウ 市長は、落札者を決定したときは、入札参加者全員に対して別記第2号様式により通知するものとする。

3 最低制限価格制度

(1) 工事の最低制限価格の設定

工事の最低制限価格の基準は、次に掲げるアからエの合計額から千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて千円未満を切り捨てて得た額とし、また予定額の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて千円未満を切り捨てて得た額とする。

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9.0を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9.0を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 工事関係委託の最低制限価格の設定

工事関係委託の最低制限価格の基準は、委託の種類ごとに次のアからカまでに定める額から千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とし、一の契約の中に二以上の委託が含まれる場合は、委託の種類ごとに算出した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の8.1を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格の10分の6を乗じて得た額とし、特に必要があると認めるときは、予定価格の10分の6から10分の9.2の範囲内において適宜の割合で定めることができるものとする。

- ア 測量にあっては、直接測量費の額、測量調査費の額及び諸経費の額に10分の5を乗じて得た額の合計額
- イ 土木設計にあっては、直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額の合計額
- ウ 建築設計にあっては、直接人件費の額、特別経費の額、技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の6を乗じて得た額の合計額
- エ 地質調査にあっては、直接調査費の額、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の5を乗じて得た額の合計額
- オ 補償調査にあっては、直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額の合計額
- カ その他特別なものについては、上記アからオまでの算定方法にかかわらず10分の6から10分の8.1までの範囲内で適宜の割合とする。

(3) 予定価格調書の作成

入札執行者は、市長が最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を記載した予定価格調書（別記第1号様式）を作成するものとする。

(4) 入札参加者への周知

市長は、公告又は指名通知によるほか入札参加者に対し、入札心得の条文を熟読することを促すとともに、現場説明及び入札執行の際においても最低制限価格を設定している旨を説明するものとする。

(5) 落札者の決定

市長は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格の最低価格の入札者を落札者とするものとする。

4 その他

市長及び主管部長職は、基準価格、最低制限価格等が推定されるものの取扱いに当たっては、他に秘密が漏れることのないよう十分注意しなければならない。

附 則

この要領は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成22年10月21日訓令第35号）

この訓令は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成23年7月20日訓令第30号）

この訓令は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日訓令第58号）

この訓令は、公布の日より施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月23日訓令第11号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月11日訓令第1号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日訓令第29号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日訓令第10号）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年2月28日訓令第6号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月11日訓令第73号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月8日訓令第10号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月8日訓令第41号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和3年4月8日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行前にされた工事関係委託の最低制限価格の設定については、なお従前の例による。

附 則（令和4年7月12日訓令第57号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務の取扱要領の規定は、施行日以降に行われる公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日前に行われた公告又は指名通知を行う入札については、なお従前の例による。

附 則（令和6年5月30日訓令第44号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務の取扱要領の規定は、施行日以降に行われる公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日前に行われた公告又は指名通知を行う入札については、なお従前の例による。